

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00035 沿革 (略) <u>平成24年9月24日 一部改正</u></p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 てん補危険及び満期の解釈</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 約款における荷為替手形に係る満期の解釈は、次の各号による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一覧後定期払の荷為替手形に係る満期とは、次の日をいうものとする。(ただし、ロ及びハについては、満期前そ求の実質的条件等を満たした事以外理由による輸出手形保険損失発生通知書提出前の日に限る。)</p> <p>イ 当該荷為替手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日</p> <p>ロ 現地通貨による支払が行われている場合においては、当該支払の日又は取立銀行から当該支払があった旨の通知の発信日(当該支払の日が明らかでない場合に限る。)</p> <p>ハ 買取日から1月を経過するまでの間にイ又はロに規定する日が明らかでない場合においては、買取日の翌日から起算した2週間(ただし、手形上は一覧後定期払条件のものであっても、あらかじめ貨物の到着後定期払条件のものとして保</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険運用規程</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00035 沿革 (略)</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 てん補危険及び満期の解釈</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 約款における荷為替手形に係る満期の解釈は、次の各号による。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一覧後定期払の荷為替手形に係る満期とは、次の日をいうものとする。(ただし、ロ及びハについては、満期前そ求の実質的条件等を満たした事以外理由による輸出手形保険損失発生通知書提出前の日に限る。)</p> <p>イ 当該荷為替手形が引受けられたことにより満期が確定している場合においては、当該確定した日</p> <p>ロ 現地通貨による支払が行われている場合においては、当該支払の日又は取立銀行から当該支払があった旨の通知の発信日(当該支払の日が明らかでない場合に限る。)</p> <p>ハ 買取日から1月を経過するまでの間にイ又はロに規定する日が明らかでない場合においては、買取日の翌日から起算した2週間(ただし、手形上は一覧後定期払条件のものであっても、あらかじめ貨物の到着後定期払条件のものとして保</p>	

<p> 険料が納付されている場合にあつては、船積日から起算した別表に掲げる当該荷為替手形に係る仕向地までの標準航海日数に7日を加えた期間。)に当該手形に記載された期間を加えた末日。ただし、当該2週間(貨物の到着後定期払条件のものにあつては、標準航海日数に7日を加えた期間。)を経過した日から起算して45日を経過する前に、<u>イ又はロ</u>の規定に該当する日の存在が明らかになった場合を除く。 </p> <p>三 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3章～5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第37条 (略)</p> <p>第38条 一覧払及び一覧後定期払の荷為替手形に係る保険料率等規程別表第4の適用に当たっては、同表ただし書①及び②による。ただし、on Arrival of Goods 条件の荷為替手形にあつては、第1条の2第1項ただし書又は同条第2項ただし書の保険料算定期間を適用する。</p> <p>第7章～10章 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成24年10月1日から実施する。</u></p> <p>別紙 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別紙様式第1～6 (略)</p>	<p> 険料が納付されている場合にあつては、船積日から起算した別表に掲げる当該荷為替手形に係る仕向地までの標準航海日数に7日を加えた期間。)に当該手形に記載された期間を加えた末日。ただし、当該2週間(貨物の到着後定期払条件のものにあつては、標準航海日数に7日を加えた期間。)を経過した日から起算して45日を経過する前に、<u>前各号</u>の規定に該当する日の存在が明らかになった場合を除く。 </p> <p>三 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第3章～5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第37条 (略)</p> <p>第38条 一覧払及び一覧後定期払の荷為替手形に係る保険料率等規程別表第3の適用に当たっては、同表ただし書①及び②による。ただし、on Arrival of Goods 条件の荷為替手形にあつては、第1条の2第1項ただし書又は同条第2項ただし書の保険料算定期間を適用する。</p> <p>第7章～10章 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別紙 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>別紙様式第1～6 (略)</p>	
---	---	--